

高齢者虐待防止のための指針

第1章 基本方針

第1条 目的

この指針は、高齢者虐待の防止、早期発見、及び適切な対応を図るため、全職員が遵守すべき事項を定め、利用者の人権と尊厳を擁護し、安心してサービスを利用できる環境を整備することを目的とする。

第2条 虐待防止に関する基本理念

1. 全職員は、高齢者の人権、尊厳及び自己決定権を最大限に尊重し、いかなる理由があろうとも虐待行為を許さない。
2. 虐待は「個人の資質の問題」ではなく「組織全体の問題」として捉え、組織的な対応と再発防止を徹底する。
3. 虐待の発生を未然に防ぐため、職員の心理的安全性を確保し、「虐待の芽」となる事象を早期に報告・相談できる体制を確立する。
4. 事業所は、利用者の権利擁護及び経済的虐待の防止のため、利用者が成年後見制度を円滑に利用できるよう、必要に応じて相談援助や情報提供を行う。
5. 利用者の判断能力の低下により、財産管理や契約手続きに支障があると認められる場合は、地域包括支援センターや市区町村等と連携し、成年後見制度の活用について家族への説明や申し立ての支援を行う

第2章 組織体制と責任の明確化

第3条 組織体制と責任者

当事業所は、虐待防止を事業運営上の最重要課題と位置づけ、以下の体制を整備する。

1. 虐待防止責任者：管理者（氏名：山野 麻由美）
虐待防止委員会の招集、指針の整備、職員への教育実施、行政機関への報告・連絡等の最終責任を負う。
2. 虐待防止担当者：（氏名：角田 尚哉）
研修の企画・実施、報告・連絡・相談の窓口業務、事実確認のための実務を担当する。

第4条 虐待防止委員会の設置

1. 設置目的：虐待防止のための具体的な措置を検討・実施するため、「虐待防止委員会（兼：サービス向上委員会）」を設置する。
2. 構成員：管理者、虐待防止担当者、全職員から選任された委員とする。
3. 開催頻度：原則として3か月に1回以上開催するほか、重大な事案が発生した場合は速やかに開催する。
4. 任務：虐待防止のための指針・手順の検討及び見直し、職員研修の企画・評価、発生した事案の原因究明と再発防止策の検討、ヒヤリハット事例の共有と分析。

第3章 虐待の定義と職員の行動基準

第5条 高齢者虐待の定義

高齢者虐待は、以下の5つの行為を指し、これに該当する行為は一切禁止する。

1. 身体的虐待：暴力や身体拘束など、利用者の身体に外傷を生じさせる行為またはその恐れのある行為。
2. 介護・世話の放棄（ネグレクト）：必要な介護やサービス、医療を提供しないこと。
3. 心理的虐待：暴言、威圧的な態度、無視など、利用者の精神的な苦痛を与える行為。
4. 性的虐待：わいせつな行為、またはそれらを強要する行為。
5. 経済的虐待：不当に財産を処分すること、または日常生活に必要な金銭の使用を制限すること。

第6条 身体拘束の原則禁止と適正化

1. 身体拘束は「虐待」であるという認識のもと、原則としてこれを禁止する。
2. やむを得ず身体拘束を行う場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件をすべて満たし、医師の判断及び虐待防止委員会での検討を経て、記録に残す。
3. 拘束解除に向けた代替策（低床ベッド、センサーマット等）を常に検討し、提供する。

第4章 相談・通報・再発防止の手順

第7条 報告・相談体制とフロー

1. 内部通報（相談）：職員は、虐待の疑いを発見、または相談を受けた場合、速やかに虐待防止担当者または管理者に報告する。
2. 通報者の保護：報告・通報を行った職員に対し、報告を理由とした不利益な扱いは一切行わないことを保証する。
3. 外部通報の義務：虐待が事実であると判断した場合、管理者は速やかに市町村の高齢者虐待対応窓口へ通報する。

第8条 虐待事案発生時の対応

1. 利用者安全の確保：被害者、加害者とされた職員の隔離など、直ちに利用者の安全確保を最優先で講じる。
2. 事実確認：苦情処理体制に基づき、客観的な事実のみを収集・記録する。
3. 指導・処分：虐待の事実が確認された場合、就業規則に基づき厳正に対処する。

第9条 苦情解決体制との連携

1. 虐待または虐待が疑われる事案にかかる苦情については、迅速かつ適切に対応す

る。

2. 苦情受付担当者は、利用者や家族からの苦情の内容が虐待に該当すると判断した場合、直ちに虐待防止責任者へ報告し、本指針に基づく組織的対応を開始する。
3. 苦情解決にあたっては、必要に応じて第三者委員の意見を聴取し、透明性を確保する。

第9条 研修・教育の実施

1. 全職員に対し、年1回以上、虐待防止に関する研修を実施する。
2. 研修は、虐待の定義、防止対策、適切な身体介護技術、及び虐待事案発生時の対応手順について実施する。
3. 研修の実施内容及び参加者を記録として残す。

第10条 指針の閲覧と周知

1. 本指針は、職員に周知徹底を図るとともに、利用者及びその家族がいつでも自由に閲覧できるよう、事業所内の見えやすい場所に掲示、または備え置くものとする。
2. 事業所のホームページ等がある場合は、これに掲載し公表するものとする。
3. 利用契約締結時には、重要事項説明書と併せて本指針の要点を説明し、虐待防止に対する事業所の方針を明示する。

附則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。